

第3次大分県犯罪被害者等支援推進指針(素案)の概要

I 性格・目的・計画期間

【性格】

犯罪被害者等基本法第5条及び犯罪被害者等支援条例第10条第1項の規定に基づき、本県の犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するために定めるもの

【目的】

犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指す

【期間】

令和8年度～令和12年度

II 基本方針

1. 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重すること
2. 支援が犯罪被害者等の個々の事情に応じて適切に行われること
3. 支援が途切れなく行われること
4. 支援施策が県民の理解と協力を得ながら展開されること
5. 国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されること

III 重点課題及び具体的支援策

【重点課題 第1】

損害回復・経済的支援等への取組

- ・損害賠償の請求に関する周知等
- ・給付金制度の充実等
- ・居住の安定
- ・雇用の安定等
- ・日常生活の支援

【重点課題 第2】

精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・保健医療サービス及び福祉サービスの充実等
- ・安全確保の充実
- ・保護、捜査、公判における配慮の充実等

【重点課題 第3】

刑事手続への関与拡充への取組

- ・刑事の手続きに関する情報提供の充実

【重点課題 第4】

支援等のための体制整備への取組

- ・相談及び情報提供の充実強化
- ・研修の充実と人材の養成等
- ・民間の団体に対する援助

【重点課題 第5】

県民等の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・学校における犯罪防止教育の推進
- ・広報啓発活動の促進

【推進体制】

- ・関係機関の相互連携・協力による推進
- ・地方における途切れない支援の提供体制を強化